



写

長野労基基0807第1号

令和5年8月7日

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢 殿

長野労働局長

久富 康生



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、特定最低賃金の改正決定を求める申出があったので、同法第21条の規定により、下記特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定
（平成20年長野労働局最低賃金公示第3号）
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定
（平成20年長野労働局最低賃金公示第2号）
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定
（平成20年長野労働局最低賃金公示第5号）



写

令和5年8月23日

長野労働局長

久富 康生 殿

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付け長野労発基 0807 第1号をもって貴職から諮問のあった下記3業種に係る、最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金

ただし、専門部会において次年度以降のあり方についても審議を十分に尽くすこと



写

長野労発基0823第2号

令和5年8月23日

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢 殿

長野労働局長

久富 康生



特定最低賃金の改正について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金
（平成20年長野労働局最低賃金公示第3号）
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
（平成20年長野労働局最低賃金公示第2号）
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金
（平成20年長野労働局最低賃金公示第5号）

長野県特定最低賃金改正決定「申出書」(写)

- | | | | |
|---|-------------|----|----------|
| 1 | 計量器等製造業 | …… | 1～6ページ |
| 2 | はん用機械器具等製造業 | …… | 7～12ページ |
| 3 | 各種商品小売業 | …… | 13～15ページ |

2023年 7月 26日

長野労働局長
久富 康生 殿

長野県長野市県町532-3

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具
情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会

委員長 山口 正 巳



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

	産 業 分 類	使用者数	労働者数
E273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具製造業		
E274	医療用機械器具・医療用品製造業		
E275	光学機械器具・レンズ製造業		
E281	電子デバイス製造業		
E282	電子部品製造業		
E283	記録メディア製造業		
E284	電子回路製造業		
E285	ユニット部品製造業		
E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
E292	産業用電気機械器具製造業		
E293	民生用電気機械器具製造業		
E294	電球・電気照明器具製造業		
E295	電池製造業		
E296	電子応用装置製造業		
E297	電気計測器製造業		
E299	その他の電気機械器具製造業		
E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業		

E302 映像・音響機械器具製造業		
E303 電子計算機・同附属装置製造業		
E323 時計・同部分品製造業		
E3297 眼鏡製造業（枠を含む）		
計	1,382	61,822

※上記労働者数から、適用除外労働者数を差し引いた適用労働者数52,760名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額945円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	17組合	11,527人
機関決定	40組合・事業所	12,130人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	57組合・事業所	23,657人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	労働者数
1	KOA労組	1,329人
2	しなの富士通労組	323人
3	JVCケンウッド長野労組	124人
4	小諸村田製作所労組	301人
5	ルビコン労組	342人
6	ニデックインスツルメンツ労組	431人
7	山洋電気労組	867人
8	山洋電気テクノサービス労組	590人
9	パナソニックグループ労連パナソニックオートモーティブシステムズ労組松本支部	433人
10	新光電気労組	3,636人
11	OKIネクステック労組小諸支部	98人
12	長野日本無線労組	510人
13	富士電機労組松本支部	1,432人
14	富士電機メーター労働組合	102人
15	富士電機パワーセミコンダクタ労組飯山支部	139人
16	富士電機パワーセミコンダクタ労組大町支部	210人
17	日本無線労働組合	660人
計	17組合	11,527人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合・従業員会の労働者数

No.	労働組合・従業員会名	労働者数
1	アイテクノ矢嶋労組	94人
2	サクラ精機労働組合	188人
3	JAM東京精電労組	21人
4	TDK労組千曲川支部	69人
5	TDK労組浅間支部	350人
6	東京マイクロ労組	47人
7	シチズン労組ミヨタ支部	448人
8	カワイ精密金属労組	75人
9	カイジョー労組松本支部	37人
10	シチズン労組飯田支部	193人
11	JAM多摩川精機労組	448人

12	JAM島津デバイス製造労組	7人
13	JAM天竜丸澤労組	50人
14	スタンレー伊那製作所労組	74人
15	ミクナスFE労組	49人
16	大和電機工業労組	291人
17	東京光電諏訪工場労組	4人
18	ホステック労組	18人
19	テクロック労組	2人
20	ミスズ工業労組	106人
21	高島産業労組	174人
22	小松精機工作所労組	231人
23	上原製作所労組	28人
24	ライト光機製作所労組	141人
25	セリオテック労組	37人
26	SUWAオプトロニクス労組	33人
27	STG労組	374人
28	諏訪三社電機労働組合	97人
29	日星工業株式会社長野工場従業員会	50人
30	日星工業株式会社飯田工場従業員会	46人
31	長野計器労働組合	593人
32	GSユアサ安曇野電器労組	66人
33	ダイヤ精機労組	106人
34	入一通信工業労組	11人
35	セイコーエプソン労組	6, 344人
36	シナノケンシ労組	705人
37	ミマキ電子部品労組	95人
38	長野愛知電機労組	97人
39	ニチコン大野労働組合安曇野	203人
40	山洋電気テクノユニオン	128人
計	40組合・事業所	12, 130人

(3) 改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所・企業名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合せて改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和4年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男	1,987円	100.0%	1,928円	97.0%	1,622円	81.6%
	女	1,594円	80.2%	1,375円	69.2%	1,157円	58.2%
電子部品・デバイス	男	1,986円	100.0%	1,848円	93.1%	1,759円	88.6%
	男 ~19歳	1,061円	53.4%	-	-	-	-
	男 20~24歳	1,250円	62.9%	1,446円	78.2%	1,181円	59.5%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
 -の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2023年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2023年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
電子部品	12	9,423円	3.42%	3,896円	1.47%
電気機器	19	9,221円	3.48%	5,528円	2.09%
全産業	159	7,557円	2.93%	4,661円	1.82%
300人未満	84	6,493円	2.73%	4,258円	1.82%
300人以上	48	7,923円	2.96%	4,840円	1.78%
1000人以上	27	10,216円	3.40%	5,623円	1.90%

(2) 連合長野調べ(2023年7月21日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	22年妥結実績
電機・精密	26	9,052円	5,095人	10,012円	6,464円
製造業計	65	9,410円	12,485人	10,152円	6,019円
内300人以上	47	9,476円	14,093人	9,661円	5,921円
内100人以上	32	8,400円	4,885人	9,269円	5,477円
内99人以下	43	6,064円	1,430人	5,991円	4,458円

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電
子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、
眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は2002年12月5日とします。

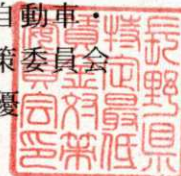
2009年 3月19日 一部改正

2023年 7月 26日

長野労働局長
久富 康生 殿

長野市県町532-3

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会
委員長 寺島 優



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E252 ポンプ・圧縮機器製造業		
E253 一般産業用機械・装置製造業		
E259 その他のはん用機械・同部分品製造業		
E261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
E262 建設機械・鉱山機械製造業		
E264 生活関連産業用機械製造業		
E265 基礎素材産業用機械製造業		
E266 金属加工機械製造業		
E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
E269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
E271 事務用機械器具製造業		
E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
E311 自動車・同附属品製造業		
E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業		
計	1, 734	45, 294

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者数39,751名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額956円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	10組合	3,603人
機関決定	50組合・事業所	13,107人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	60組合・事業所	16,710人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	適用労働者数
1	アピックヤマダ労組	260人
2	JAM松山労組	272人
3	日立Astemo労組	660人
4	日立Astemo上田労組	503人
5	浅間技研労組	154人
6	城南製作所労組	311人
7	アート労組	644人
8	デンソーエアクール労組	456人
9	ニデックインスツルメンツ労組伊那支部	247人
10	ニデックインスツルメンツ労組茅野支部	96人
計	10組合	3,603人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労働組合名	組合員数
1	都筑製作所労働組合	360人
2	長野鍛工労組	23人
3	KYB-Y S労組	691人
4	シチズンマシナリーユニオン軽井沢支部	325人
5	ミネベアユニオン軽井沢支部	248人
6	サンコー労組	219人
7	HDS労組	300人
8	HDS労組HAD支部	31人
9	南安精工労組	8人
10	チューブフォーミング労組長野支部	13人
11	タカノ労組	411人
12	NTN労組長野支部	147人
13	キッツ労組伊那支部	307人
14	トーハツ労組	295人
15	NTN上伊那製作所労組	220人
16	日進精機労組	31人
17	タカモリ労組	7人
18	TPR労組	470人
19	マルヤス機械労組	294人

20	エグロ労組	92人
21	杉山労組	5人
22	キッツ労組メタルワークス支部	179人
23	キッツ労組マイクロフィルター支部	105人
24	キッツ労組茅野支部	290人
25	野村ユニソン労組	241人
26	シントク労組	37人
27	ニデックプレシジョン労組塩尻支部	47人
28	JMITUカネテック支部	140人
29	コガネイ労組駒ヶ根支部	201人
30	天竜精機労組	50人
31	ティービーエム労組	100人
32	ニッパツフレックス労組	165人
33	東洋精機工業労組	135人
34	小松製作所労組	21人
35	長野精工労組	114人
36	三葉製作所労組	92人
37	檜山工業労組	306人
38	セイコーエプソン労組	2,521人
39	高見沢サイバネティックス労働組合	80人
40	仁科工業労組	301人
41	IHIターボ労組	360人
42	IHI回転機械エンジニアリング労組長野支部	236人
43	IHIエアロマニューファクチャリング労組	242人
44	日本発条労組伊那支部	1,275人
45	IHIアグリテック労組松本支部	168人
46	鈴木労組	512人
47	横浜ゴム労組長野支部	234人
48	JMIU前田鉄工所労組	78人
49	松本鉄工所労組	30人
50	長野電鉄労組	350人
計	50組合・事業所	13,107人

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業においては、賃金構造基本統計調査で、規模・性間の格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合せて改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和4年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、輸送用機器製造業(E31)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男	1,987円	100.0%	1,928円	97.0%	1,622円	81.6%
	女	1,594円	80.2%	1,375円	69.2%	1,157円	58.2%
輸送用機器	男	-	-	1,726円	-	1,587円	-
	男~19歳	-	-	1,009円	-	-	-

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
-の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2023年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表日:2023年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
一般機械	23	8,106円	3.17%	4,470円	1.70%
輸送用機器	14	9,117円	3.37%	6,087円	2.31%
全産業	159	7,557円	2.93%	4,661円	1.82%
300人未満	84	6,493円	2.73%	4,258円	1.82%
300人以上	48	7,923円	2.96%	4,840円	1.78%
1000人以上	27	10,216円	3.40%	5,623円	1.90%

(2) 連合長野調べ(2023年7月21日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	22年妥結実績
機械・自動車	19	11,013円	4,985人	11,144円	6,088円
製造業計	65	9,410円	12,485人	10,152円	6,019円
内300人以上	47	9,476円	14,093人	9,661円	5,921円
内100人以上	32	8,400円	4,885人	9,269円	5,477円
内99人以下	43	6,064円	1,430人	5,991円	4,458円

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、自動車総連長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3 県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1990年 3月23日とします。

1997年 4月22日 一部改正
1999年10月 1日 一部改正
2000年10月 1日 一部改正
2009年 3月19日 一部改正

2023年 7月 26日

長野労働局長
久富 康生 殿

長野市県町532-3 県労働会館3F
長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会
委員長 斉藤 直



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
I561 百貨店、総合スーパー		
I569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
計	51	3,846

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者3,598名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること。

◎賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数2,716名/長野県における各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者数3,598名 \div 75.49%

◎労働協約の賃金の最も低い額=163,000円/月、986円/時間

◎現在適用されている法定最低賃金額=910円/時間

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 申請代表者に対する委任書
- (4) 長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

<添付書類>

総括

1. 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける組合員の内訳

No.	組合名	協定種別	組合員数
1	イオンリテールワーカーズユニオン	日給月給社員	2,531人
2	東急グループ労組ながの東急百貨店支部	正社員	185人
計	2件・2種類		2,716人

2. 賃金の最低額に関する協定の時間額の内訳

No.	組合名	協定種別&月額	時間額
1	イオンリテールワーカーズ ユニオン	L区分 166,000円	1,107円
3	東急グループ労組 ながの東急百貨店支部	163,000円	986円

長野県各種小売業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称は、長野県各種小売業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における各種商品小売業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は、本委員会の主旨に賛同する関係産業別組織及び関係単位労働組合と日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、UA ゼンセン長野県支部、連合長野の各組織から選出された委員により構成し運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3 県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1988年 6月24日とします。

1990年	3月23日	一部改正
1997年	4月22日	一部改正
2003年	3月23日	一部改正
2009年	3月19日	一部改正
2013年	3月25日	一部改正